

総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本歴史研究コース  
大学院教育推進委員会規程

〔平成16年7月27日〕  
〔歴博規第41号〕  
平成21年3月10日改正  
令和5年1月10日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本歴史研究コース大学院教育推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、日本歴史研究コース（以下「コース」という。）における入学者の選抜、学生の教育研究及び福利・生活指導に関する必要な事項について審議する。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(1) コース長

(2) コースに所属する教授、准教授又は助教 6名

2 前項第2号の委員は、コース長が委嘱する。

(運営)

第4条 委員会に委員長を置き、コース長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長がコースに所属する教授から指名する副コース長が議長の職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第1項第2号の委員の任期は1年とし、毎年4月1日に委嘱する。ただし、再任することができる。

2 委員に欠員を生じた場合の後任委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(定足数)

第6条 委員会は、別に定めがある場合を除くほか、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

(議事)

第7条 委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めたときは、委員会の同意を得て、構成員以外の者を委員会に

出席させ、意見を聞くことができる。

2 前項の出席者は、議決に加わらないものとする。

(部会)

第9条 委員会に、入学者の選抜、学生の教育研究及び福利・生活指導に関する具体的な事項を審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、国立歴史民俗博物館管理部研究協力課において行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月14日基本通則第1号)

この規程は、平成19年6月19日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。